

自動車税環境性能割（旧自動車取得税）の税額の問い合わせについて

新車新規登録以外の自動車に課税される自動車税環境性能割の税額の確認に関するお問い合わせは、次の方法によりご照会いただきますようよろしくお願いいたします。

1. 照会方法及び照会先

① 自動車検査証（車検証）がある場合

自動車検査証（車検証）の余白に以下を記入して、下記までFAXをしてください。

- (1) 車両の車種、グレード、車体の色
- (2) 次回登録の区分 自家用・営業用
- (3) 照会者の名称（担当者名も）、連絡先（電話番号及びFAX番号）
- (4) 登録予定月（令和3年8月 など）

② 自動車検査証（車検証）が無いがグレード等の内容がわかる場合

別紙「環境性能割照会・回答票」を記入して、下記までFAXをしてください。

様式は、石川県ホームページでダウンロードできます。

- 石川県ホームページ URL: <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/qa/a11.html>
- 検索エンジンからアクセス

石川県 環境性能割 照会

検索

FAX送信先	石川県税務課分室	076-239-3635
	石川県税務課自動車税グループ	076-225-1275

2. 回答方法

回答については、時間がかかる場合がありますので、

「登録の日の3日前まで」を目安に余裕をもってご照会をお願いします。

ご照会いただいてからの回答の目安は次のとおりとなります。

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---------------|
| ① | 午後4時から翌日の午前8時30分までの照会 | ➡ | 午前9時以降にFAXで回答 |
| ② | 午前8時30分から午後12時までの照会 | ➡ | 午後1時以降にFAXで回答 |
| ③ | 午後12時から午後4時までの照会 | ➡ | 午後4時以降にFAXで回答 |

回答につきましては、ご照会順に回答しております。一度に大量のご照会をいただいた場合は、他の照会車両の回答が遅れますので、お急ぎでない場合は、登録予定日が決まっているものを優先してご照会いただきますようご協力お願いいたします。

3. 申告時のお願い

○ 登録の日に県税の窓口まで、回答のあったFAXを必ず持参してください。

回答をご持参いただくことで、窓口で税額の確認がスムーズに出来るため、待ち時間が短縮されます。

なお、令和3年4月1日以降に発行される車検証から新燃費基準が記載されていることから、申告時に事前に回答した税率から変更となる場合があります。（税率は新車検証の記載内容を基に決定します）

4. その他

○石川県が回答した税額で他県で申告する場合、石川県の税額と相違する場合があります。

事前に登録する都道府県の事務所に税額の確認をお願いします。

○新規登録（新車・中古）時には、自動車税種別割が月割りで課税されます。

照会に併せて税額の確認が必要な場合は、余白にその旨ご記載ください。

【お問い合わせ先】

石川県税務課 分室（自動車会館内） TEL：076-239-3631

石川県総務部税務課 自動車税グループ TEL：076-225-1273

